

家計基準を証明する書類について

— 令和8年度 日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣） —

日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）の奨学金採用者のうち、下記の家計基準を満たす場合には、支給渡航支援金（16万円）が支給されます。該当する場合は、「家計基準を証明する書類」として、下記に記載の申請書類を用意し、提出してください。なお、回答状況に応じて追加で書類提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

[家計基準]

生計維持者の所得金額（父母共働きの場合は、父母の合算額）が次の金額である者。

世帯区分	支給基準
給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	給与所得以外の所得を含む世帯 年間所得金額（必要経費等控除後）が200万円以下

※年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※養育費は収入に含みません。

1 申請書類

(1) 生計維持者申告書（様式R）（※添付ファイルをダウンロードして使用すること）

※大学院生で独立生計の場合は、「生計維持者申告書（様式R）」及び「生計維持者申告書（様式R-2）」の両方を提出してください。

(2) 市区町村役場発行の所得・課税（非課税）証明書

※市区町村によって証明書の名称が異なります。「写し」の提出で構いません

※2026年度証明書の発行が間に合わない場合は、2025年度証明書の提出で構いません。

※「生計維持者申告書（様式R）」の「1. 保護者又は世帯の構成」で回答した内容に応じて、提出が必要な証明書を、次ページの表「●必要書類●」にて確認してください。

(3) 事実確認等が関係できる書類

※「生計維持者申告書（様式R）」の「1. 保護者又は世帯の構成」で回答した内容に応じて、提出が必要な書類を、次ページの表「●必要書類●」にて確認してください。

※写しで構いません。

<注意事項>

「生計維持者」とは、原則として父母双方（父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人）となります。

ただし、大学院生で独立生計の場合は、次ページの表「●必要書類●」の「V その他（独立生計等）」で必要書類を確認してください。

【参考】JASSO ホームページ 海外留学支援制度（協定派遣）

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html

●必要書類●

I 父母ともにいる場合		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任		
II 父母が離婚調停中		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中であっても原則父母となります。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない）	学生の生活を支援する父又は母（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係が確認できる書類 （例：裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等）
III 父母が離婚		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母は離婚しており、再婚していない ※未婚も含む	原則父母（2名） ※別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）を生計維持者とすることができます。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ※1名を生計維持者とする場合は離婚した事実関係が確認できる書類 （例：戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本）
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・継父又は継母の収入・所得を証明する書類

IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父又は母と死別(再婚していない)	左に該当しない父又は母(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・父、母又は親族(1名)の収入・所得を証明する書類
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている ※代わりの支援者がいない場合は、学生本人が生計維持者	主に支援をしている親族(1名) ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係が確認できる書類(例:戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票(マイナンバーのないもの)等) ※「2 父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている」において、代わりの支援者がいないため、学生本人が生計維持者となる場合、上記書類と「独立生計者 収入・支出確認書」(様式R-2)の提出が必要となります。
3	父又は母が意識不明(精神疾患含む)又は生死不明(行方不明)により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母(1名) ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません。	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係が確認できる書類(例:主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等)
V その他(独立生計等)		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	大学院生(未婚で、独立生計である)	学生本人(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式R-2) ・学生本人の収入・所得を証明する書類(ただし、合計所得金額が48万円以下の場合、生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写しの提出が必要となります。) ・学生本人の住民票(世帯(婚姻)状況が記載され、マイナンバーのないもの)
2	学生が結婚している ※事実婚も含む ※3、4の場合を除く	学生と配偶者(2名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・配偶者の収入・所得を証明する書類
3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・学生本人の収入・所得を証明する書類(配偶者控除欄の分かるもの)
4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・配偶者の収入・所得を証明する書類(配偶者控除欄の分かるもの)

5	学生が家庭内暴力(DV等)により 父母と別居している	主に支援をしている親 族(1名) ※支援をしている人が複 数人であっても、主た る人1名となります。	・「生計維持者申告書」(様式R) ・親族(1名)又は学生本人の収入・ 所得を証明する書類 ・事実関係が確認できる書類 (例:公的機関による証明書等)
6	学生が社会的養護を必要とし、 満18歳となる日の前日時点で児 童養護施設等に入所していた(又 は里親に養育されていた)	学生本人(1名)	・「生計維持者申告書」(様式R) ・学生本人の収入・所得を証明する 書類 ・事実関係が確認できる書類 (例:公的機関による証明書等)

2 申請方法

提出期限：2026年4月22日(水)

提出方法：提出期限までにMicrosoft Formsに必要事項を回答するとともに、必要書類をアップロードしてください。

3 問い合わせ先

横浜市立大学グローバル推進室

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2

TEL：045-787-2027

e-mail アドレス：outbnd02@yokohama-cu.ac.jp